

## 山形県内水面水産試験場における競争的資金等の使用に関する行動規範

平成 28 年 1 月 4 日

最高管理責任者  
内水面水産試験場長

山形県内水面水産試験場における競争的資金等の運営・管理を適正に行い、不正な使用を防止するために、「山形県内水面水産試験場における競争的資金等の不正使用防止等に関する要領」第11条に基づき、研究者等が取るべき行動規範を以下に定める。

- 1 研究者等は、競争的資金等が、内水試が管理する公的な資金であることを認識し、常に高い倫理意識を保持し、公正で効率的にこれを使用しなければならない。
- 2 研究者等は、競争的資金等の使用にあたり、関係する法令や通知及び配分機関が定める使用ルール並びに県や内水試が定める規程等を十分に理解するとともに、これらを遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究計画に基づき、競争的資金等を計画的かつ適正に使用しなければならない。
- 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的資金等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者等は、競争的資金等の使用にあたり、取引業者との関係において第三者からの疑惑や不信を招くことのないよう努めなければならない。